

### (3) 「親亡き後」の安定した生活の確保

平成18年の「障害者自立支援法」の施行以後、知的障害や精神障害のある人を始めとする障害のある人の地域移行が進み、また、その高齢化も進む中で、障害のある人が「親亡き後」にも一人でも自立して生活できるように後押しをする支援が求められている。このため、平成25年度の税制改正においては、特別障害者扶養信託制度の対象が拡大され、特定障害者扶養信託制度となることとなった。

特別障害者扶養信託制度は、昭和50年に創設された税制上の優遇措置であり、重度の障害のある人を受益者としてその親族等が金銭等の財産を信託した場合、受益者は贈与により取得したものとみなして贈与税が課税されるが、信託受益権の価額のうち6千万円までであれば贈与税を非課税にできるものである。この制度を活用すると、信託銀行等が財産の管理を行い、障害のある人に対し金銭を定期的に交付するので、生前贈与で親族等の財産を確実に手にすることができるだけでなく、障害のある人の金銭管理に資するものにもなっている。

特別障害者扶養信託制度は制度創設以来、重度の障害のある人のみを対象にしてきたが、上述のような障害のある人を取り巻く状況の変化や、中軽度の障害のある人であっても一定の日常生活・社会生活に係る制限を有していること等を踏まえ、平成25年度から、特定障害者扶養信託制度として、中軽度の知的障害や精神障害のある人も新たに対象とすることとなった(非課税限度額は3千万円)。

## 4. 施設サービスの再構築

### (1) 地域生活を支える拠点としての施設整備

障害のある人の意向を尊重し、施設入所者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活の技能を高めることを目指し、「障害者基本計画」に基づき、施設等から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活を支える拠点として、施設の専門的機能を地域に開放する「地域化」を進めることとしている。

このため、グループホーム・ケアホームを計画的に整備するなど、障害のある人の地域移行を促進する一方、障害のある人が利用する施設については、地域の重要な資源として位置づけ、積極的にその活用を図ることとしている。

### (2) 施設の地域利用

施設に対しては、従来のように、入所者を対象にするだけでなく、施設が蓄えてきた知識や経験を活用し、あるいは施設の持っている様々な機能を地域で生活している障害のある人が利用できるように、支援を行うことが求められており、今後、障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源として位置づけ、その活用を図ることが重要であり、こうした取組の一層の充実を図ることとしている。

## 5. スポーツ・文化芸術活動の推進

### (1) スポーツの振興

#### ア 障害者スポーツ大会等の開催

障害のある人のスポーツに対する国民各層の理解と関心は年々高まりをみせており、現在では、全国各地で数多くのスポーツ大会やスポーツ教室が開催され、また、国際スポーツ大会に我が国から多数の選手が参加している。平成24年度においては、イギリスのロンドンで「ロンドン2012パラリンピック競技大会」が開催され、世界164ヵ国・地域から

4,310名（うち、日本から134名）のアスリート、2,430名（うち、日本から121名）のコーチ・役員が参加した。本大会は、4年に一度行われる身体・知的障害のある選手による世界最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。また、国際障害者年の記念行事として昭和56年より毎年開催され、第32回を迎えた「大分国際車いすマラソン大会」には、世界14か国から251名の車いすランナーが出場した。本大会は世界初の車いす単独のマラソン大会であり、国際パラリンピック委員会公認大会となっている。

#### イ 障害者スポーツ指導者の養成

障害のある人がスポーツ活動を行うためには、それぞれの障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導者の確保が不可欠である。このため、公益財団法人日本障害者スポーツ協会において障害者スポーツ指導者制度を設け、同協会や都道府県が実施主体となってその養成を行っており、全国で21,838人（平成24年11月30日現在）が指導者として登録されている。

#### ウ 障害者スポーツ振興のための取組

障害者スポーツについては、公益財団法人日本障害者スポーツ協会を中心として、障害

者全体のスポーツの振興を進めている。具体的に、国においては、全国障害者スポーツ大会を開催するとともに、地域生活支援事業の一環として、「スポーツ・レクレーション教室開催等事業」により、各地方公共団体による大会・教室の開催や障害者スポーツ指導者の養成、身近な地域でスポーツを親しめる環境の整備、パラリンピック等の国際大会に参加した選手を招いて障害者スポーツの楽しさを体験してもらう事業に対して支援を行っている。また、選手強化のため、世界大会でメダル獲得が有望な選手・団体に対し重点的な強化等の実施や、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックス世界大会等の国際大会が開催される年度には、選手団の派遣や国内強化合宿を実施している。その他、「社会福祉振興助成事業」を通じて、同協会が行う国際大会への選手団派遣事業や各競技団体が行う全国大会の開催事業等への助成を行うとともに、同協会においても、組織強化や主催大会の実施、国際大会への日本選手団派遣、パラリンピック競技大会のメダリストへの報奨金や選手の育成強化を図るための、各企業への協賛や募金の呼びかけなどを行っている。

なお、平成23年6月にスポーツ基本法が成立し、その基本理念に障害のある人のスポー



第32回大分国際車いすマラソン大会



第12回全国障害者芸術・文化祭さが大会